

# なくそう！ 望まない 受動喫煙

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

これに伴い、多くの人が利用する全ての施設は2020年東京オリンピックまでに段階的に受動喫煙の防止策がとられます。



## この法律のポイントは3つ



### 1 望まない受動喫煙をなくす

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないにもかかわらず、ほかの人が吸っているたばこの煙や吐き出す煙を吸い込むことを言います。受動喫煙を望まない人が、屋内で受動喫煙にさらされるような状況をなくします。



### 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮

20歳未満の人や病気の人が主に利用する施設や屋外の、受動喫煙対策をいっそう徹底します。

また、20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合でも喫煙エリアへの立ち入りができなくなります。



### 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

利用者の違いや受動喫煙による健康影響の程度に応じ、場所ごとに異なる喫煙ルールを定め、喫煙室には標識の提示が義務付けられます。

#### ●敷地内禁煙【7月1日より】

学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎などは敷地内禁煙となりました。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所で、喫煙することは可能です。



#### ●屋内禁煙【2020年4月1日より】

飲食店、ホテル（客室は対象外）、工場、鉄道、事務所などの施設が原則屋内禁煙となります。喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要となります。



#### ●健康増進法【本年1月改正】

改正された健康増進法が一部施行され、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮することが法律で義務付けられています。

このように、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。受動喫煙のない社会を目指しましょう。

▽問い合わせ 健康づくり係  
(☎2223局3533)



電子たばこも対象です



# 認めあい、支えあう 障がいのある人もない人も

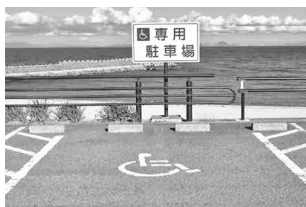
芦屋町では、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず全ての町民が相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会をめざした「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。障がいを理由とする差別がなくなるよう、一人ひとりが考えましょう。



## 障がいを身近に

芦屋町には 800 人以上が障害者手帳を所持しており、町民の 17 人に 1 人の割合です。その中には、見た目で障がいがあることがわからない人も多く、また、手帳を持っていない人も、日常生活や社会生活を送るうえで支障がある人も多くいるのが現状です。病気や事故で障がいのある状態になる場合もあります。障がいは身近なこととして考える必要があり、一人ひとりの気遣いややさしい気持ちが大切です。



ヘルプマークを  
付けたかばん

## 条例のポイント

### ●不当な差別的な取り扱いの禁止

障がいがあるというだけで、障がいのない人と異なる不利益な取り扱いをしてはいけません。例えば、正当な理由がなく、サービスを提供しない。利用する場所や時間などを制限するなど障がいのある人だけに条件をつけることは禁止されています。

### ●合理的な配慮をすること

障がいがある人が配慮を要請している時、無理のない範囲で配慮することです。障がいには、聴覚、視覚、精神、知的などさまざまな種別があり、その重さも人によって異なり、必要とする合理的配慮もさまざまです。

「お困りですか?」「お手伝いしましょうか?」の声かけが大切です。

## 困ったときは

障がい者・生活支援係 (☎ 2 2 3 局 3 5 3 0) または、福祉サービス事業所みどり園 (☎ 2 2 3 局 3 3 1 1) へ相談してください。